

令和8年度 信州つなぐ物語事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う標記事業を業務委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

地域の「ヒト・コト・モノ」の魅力を実際に地域に訪れて体験・発信するプログラムを実施することで長野県と関わりをもち、継続的に訪れる「訪問型関係人口」を創出するとともに、都市部の若者の共感を呼ぶことでさらなる関係人口の創出拡大を図る。

2 業務名

令和8年度 信州つなぐ物語事業業務

3 事業実施場所

長野県内及び東京都内

4 事業実施期間

契約締結日 から 令和9年3月26日まで

5 委託業務内容

(1) 訪問型関係人口創出プログラム(以下「プログラム」)の実施

- ・ 都市部若者等が、県内で活動するキーパーソンの元を訪問し、現地体験を通じて得た気付きや魅力を SNS 等により発信することで、県外者に共感の輪を広げ、訪問型関係人口を創出するプログラムを実施する。
- ・ プログラム実施地域は、原則、対象市町村(4市町村を想定)内とする。対象市町村は県が選定する。

ア キーパーソンの選定

- ・ 県及び実施市町村と協議の上、プログラム参加者を受け入れるキーパーソンを4名以上(原則各市町村1名)選定すること。
※キーパーソンとして、地域で起業した方、農林業、伝統文化（祭り、食、伝統工芸等）に携わる方等を想定している。
- ・ キーパーソンには、プログラム参加者の体験等の受け入れにあたって委託の範囲内で謝金を支払うこと。プログラム中1訪問1名につき10,000円程度を想定しているが、金額は県と協議の上、決定する。

イ プログラム内容の企画・運営

- ・ キーパーソン1名あたり1プログラム、最低4プログラム以上を設計すること。
- ・ 1プログラムは、1泊2日の日程で年間計3回訪問するものとする。実施時期は、当該地域の2

つ以上の季節をまたぎ、四季の魅力を体感できるようにすること。

- ・プログラム内容はキーパーソンの取組等を中心とし、その他地域の魅力を体験できるものとし、それにより、地域への愛着を醸成し、継続的な関係構築を促進できる効果的な内容を企画・提案すること。（※単なる訪問や観光といった内容ではないこと）
- ・参加者が県内滞在中に利用できる宿泊施設及び移動手段について手配すること。また情報をもれなく参加者に提示すること。
- ・宿泊施設は委託料の範囲内で借り上げること。1名1泊9,000円を基準額とすること。実費が基準額を上回る場合の差額は参加者から徴収することも可能とする。金額及び取扱いは事前に県と協議の上決定し、参加者に明確に説明すること。
- ・県内滞在中の移動手段は委託料の範囲内で借り上げること。レンタカー等を借上げる場合は、1名あたり1回の現地体験で13,000円を基準額とする。実費が基準額を上回る場合の差額は参加者から徴収することも可能とする。金額及び取扱いは事前に県と協議の上決定し、参加者に明確に説明すること。

ウ プログラム参加者の募集・決定

- ・原則として、(2)で記述するキックオフイベントの参加者を対象に、プログラム参加者の募集・決定及びプログラムとのマッチングを行うこと。プログラム参加者は、県と協議の上決定すること。
- ・参加人数目標は、1プログラムにつき3名以上、合計12名以上とする。
- ・申込受付等は受託者が行い、申込情報を適切に管理し、円滑に業務が執行されるよう参加者に対する連絡や説明等を適宜行うこと。
- ・プログラム参加者の参加必須要件として、現地体験の都度、その様子を参加者個人のInstagramで発信することを求めること。ただし、参加者の申告により、X、note、ブログ等、本人の得意とする媒体による発信も可とする。
- ・受託者は、発信の可視性と拡散性を高めるため、共通ハッシュタグや共同投稿等の手法を設計し、プログラム参加者及び県に提案すること。
- ・県が広報・二次利用を行う可能性があるため、事前に参加者から同意を得ること。
- ・プログラム期間中、プログラム参加者同士やキーパーソンが継続的な関係を構築できるようなコミュニケーションツールを提案すること。ツール内でグループを作成する場合は、受託者が管理し、適切な運用に努めること。

エ プログラム全体のコーディネート

- ・受託者は、参加者の県内訪問期間前後や期間中を含めた全体のコーディネートを行うこと。キーパーソンに負担をかけないような事前調整や、現地体験のナビゲート、トラブル発生時の対応等、参加者が円滑に現地体験プログラムを実施でき、参加満足度が高くなるようフォローすること。

オ 緊急時の対応

- ・滞在中に天災、事故、疾病等の事態が発生した場合は、参加者の安否確認や安全確保対応などを適時適切に行うこと。また、委託料の範囲内で、参加者への保険への加入など滞在中に必要な措置を適切に講ずること。

(2) イベントの企画・運営

- ・ 以下①②の2種類のイベントについて、企画、参加者募集、申込管理、当日運営の一切を行うものとする。なお、両イベントともに都内で開催する。
- ・ 長野県外（特に都市部）在住の20～40歳代をメインターゲットとし、集客に努めること。集客に当たっては、ターゲット層に訴求可能な媒体、手段を提案すること。広報物を作成する場合は、その内容及び部数について事前に県と協議すること。作成後に著作権は県に帰属するものとし、電子データを県に提出すること。
- ・ 会場については、県と協議の上決定すること。借り上げる場合は委託の範囲内で借り上げること。
- ・ イベント参加申込受付は受託者が行い、申込情報を適切に管理すること。また、参加者に対して必要な連絡を適宜行うこと。
- ・ キーパーソンへの謝金・旅費等については、委託料の範囲内で支出すること。

① キックオフイベント

- ・ プログラム実施前に、県内で活動するキーパーソンと出会う「入口」として、都内でキックオフイベントを開催すること。
- ・ イベントはリアル開催とするが、キーパーソンはオンラインでも可とし、その場合は必要な機材等の手配をすること。
- ・ 規模として最低30名以上の集客に努めること。
- ・ 内容は、キーパーソンの人柄や、長野県及び実施市町村の魅力、5(1)のプログラムの魅力を伝え、プログラムへの参加を促す効果的な内容を提案すること。
- ・ 原則としてイベント参加者からプログラムへの参加者を選定するため、プログラムへの参加を呼びかけ、誘客に努めること。

② 成果報告会兼交流イベント

- ・ すべてのプログラム終了後に、報告会を兼ねた交流イベントを開催すること。
- ・ イベント内容は、プログラムを通じて生まれた成果の報告のほか、キーパーソンや参加者同士の交流により、さらなる関係人口創出に結びつける効果的な内容を提案すること。
- ・ 参集者は、キーパーソン及びプログラム参加者、実施市町村職員とすること。このほかに都市部若者等に対し幅広く参加者を募り、最低20名以上の集客を行うこと。

(3) アンケートの実施

- ・ 受託者は、参加者、キーパーソン、実施市町村に対し、本事業に対する感想・意見（良かった点、改善点など）を把握するアンケートを実施すること。
- ・ 参加者に対しては、本県への関心度の向上を図る項目を設けること。
- ・ アンケート項目は事前に県と調整すること。

6 事業実施体制

(1) 総括責任者の配置

本事業の進捗を管理する責任者を1名配置すること。

本事業に係る会計、庶務等に関する担当者を明確にしておくこと。

なお、総括責任者との兼任は妨げない。

7 県への報告

(1) 進捗状況の報告

受託後は原則月1回の進捗状況報告のほか、委託者の求めに応じ随時状況を報告すること。

(2) 事業完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた事業完了報告書（様式第1号）に事業実績報告書（様式任意）を添えて令和9年3月31日までに県へ報告すること。

8 成果目標

(1) プログラム参加者による SNS 投稿数 100 投稿以上

（内訳：フィード・リール投稿70以上、ストーリー投稿30以上）

(2) 交流イベントの一般参加者数 20 名以上（プログラム参加者、キーパーソン除く）

9 委託費の返還

実績報告書に基づく成果の確認において、目標が達成されていない場合において、悪意がある場合や達成されない程度が甚だしい場合、又は委託契約の内容もしくはこれに付した条件に違反した場合は委託費の全部または一部の返還を求める。

10 特記事項

(1) 受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 委託事業実施にあたっては、個人情報の保護や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

(3) 受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。

(4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとする。

(5) 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については 県に帰属する。

(6) 本事業を実施する中で県の実施する他の事業と関係する場合には、連携・調整の上で実施するものとする。

(7) 個人情報の取得・保護・管理については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。

(8) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。